

第6回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月27日(月)午前10時00分から午前10時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館 大ホール

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野勝廣

委 員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏

5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第 8号 非農地証明の結果報告について

第 5 議第 26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第 6 議第 27号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第 7 議第 28号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用賃貸借権の設定)

第 8 議第 29号 農用地利用集積計画書に対する決定について

第 9 議第 30号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

ただ今より、第6回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定

より、本職から指名いたします。議席9番新野勝廣委員、議席1番鈴木秀男委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第8号非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主任 竹田智弘

資料1ページをご覧ください。報告第8号、非農地証明の結果報告について、願い出件数は4件です。2ページをご覧ください。願人●●大字上小松字六反地番4659-15、地目田390㎡です。非農地となった時期及び事由については、昭和53年に作業小屋を建築して以降、隣接する宅地とともに一団の宅地として利用してきており、それ以降農地としては利用していない。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年7月16日新野委員、阿部委員、事務局職員2名。3ページをご覧ください。願人●●場所は大字玉庭字街道下地番1728-1、地目畑555㎡です。非農地となった時期及び事由については、昭和35年頃から60年あまり耕作は行っておらず、杉やクルミの木が自生し現況は原野となっている。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年7月16日新野委員、阿部委員、事務局職員2名。4ページをご覧ください。願人●●場所は大字吉田字五輪堂一、地番2972-2と2972-6畑です。面積は合わせて93㎡です。非農地となった時期及び事由については、平成6年9月に現在の住宅を新築した際に、住宅敷地として利用しており現在に至っています。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年7月16日新野委員、阿部委員、事務局職員2名。5ページをご覧ください。願人●●●●場所は大字吉田字五輪堂地番5713-3、地目畑で面積が214㎡です。非農地となった時期及び事由については平成6年9月に現在の住宅を建て替える以前から庭として利用しており、現在に至っています。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年7月16日新野委員、阿部委員、事務局職員2名、以上です。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、議第26号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

6ページをご覧ください。議第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求めます。令和2年7月27日提出川西町農業委員会会長名、申請件数は1件です。1番申請人●●、農事組合法人大河原農園代表理事大河原弘、土地の所在大字朴沢字屋敷田1493、地目田218㎡計田5筆2、361㎡経営規模縮小、経営規模拡大によるものです。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川博幸

番号1番については、7月15日に須貝委員が現地調査しています。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。
次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
全員賛成と認めます。
よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第6、議第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田智弘

7ページをご覧ください。議第27号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和2年7月27日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は2件です。1番譲渡人●●、譲受人●●、土地の所在は大字吉田字五輪堂一2972-7同じく2972-10、字五輪堂5713-2、地目が畑計3筆498㎡です。使用目的は住宅用地で申請地を譲り受け、住宅新築、

駐車場を造成するものです。2番譲渡人●●、譲受人●●、土地の所在は大字上小松字平谷地、地番5095-639、地目畑123㎡、使用目的は住宅用地で、申請地を譲り受け、住宅を新築するものです。転用資料No.1をご覧ください。農地転用の補足資料で状況を補足させていただきます。1番については、工事計画は許可後着工し、令和2年12月31日で完了する計画です。資料3ページの部分が今回の申請地となっており、農地区分は第一種農地と判断されます。土地利用計画図は6ページのとおりで、事業費は●●万円です。資金計画については金融機関が発行する融資証明等で確認しています。雨水については自然流下、造成については50cmの盛り土とL型擁壁の設置を行います。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

2番について説明します。工事計画は許可後着工し令和2年12月20日で完了する計画です。別添資料の9ページが今回の申請地となっており、農地区分は第二種農地と判断されます。土地利用計画図については、11ページのとおりで、隣接する宅地2筆を併用地として実施します。併用地が申請者の父の土地であるため土地利用についての同意書も徴収しています。事業費は●●万円で資金計画については、金融機関の融資審査結果で確認しています。造成は30cmの盛り土を行い併用地と同じ高さとし、隣接地への影響はありません。

以上今回の申請は、許可基準に沿った申請内容となっています。以上です。

議長 大沼藤一

次に、現地調査等の結果について、議席8番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部つや子

番号1番について、令和2年7月16日新野勝廣委員と私そして事務局で現地調査をしました。申請の土地は吉田地区にある第一種農地の畑です。本申請は、申請人が住宅の新築、駐車場を造成するための申請です。周辺農地への影響については、50cmの盛り土を行い、L型擁壁を設置する対策を講じることから、申請書の内容に問題はないと判断します。

番号2番について、令和2年7月16日に新野勝廣委員と私、そして事務局で現地調査をしました。申請の土地は、上小松地内にある第二種農地の畑です。本申請は、申請人が祖父から農地贈与を受けて住宅新築をするための申請です。30cmの盛り土を行い、併用地との高さを合わせ、周辺農地への影響がないため申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

委員 鈴木秀男

番号1について、五輪堂一2972-7と2972-10は一体的に住宅として使われるとお聞きましたが、5713-3の場所については別の場所となっているのか。

主任 竹田智弘

補足資料の6ページをご覧ください。2972-7と2972-10は一体的な土地ですが、東側の町道から進入路として5713-2が存在し、2972-10とは水路を挟んだ隣接地となります。以上です。

議長 大沼藤一

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第7、議28号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田智弘

8ページをご覧ください。議第28号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和2年7月27日提出川西町農業委員会会長名。

申請件数は1件です。1番貸人●●、借人●●、所在は大字上小松字西横道1886-1、地目田、地籍が5,355㎡のうち1,696㎡。使用目的は農業用施設で、申請地を借り受け粃乾燥調製施設を建設するものです。資料No.1の補足資料をご覧ください。12ページからですが、工事計画は、許可後着工し令和3年3月31日で完了する計画です。14ページが申請箇所、農用地区域内にあり農用地利用計画も農業用施設用地として変更されています。土地の利用計画図は16ページのとおりで、事業費は●●万円です。中山間地域所得向上支援対策事業で●●万円の補助を受け、そのほかは融資と自己資金で対応する計画です。

雨水については地下浸透、造成については70cm盛り土を行い、植生により法面を保護します。今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。以上です。

議長 大沼藤一

次に、現地調査等の結果について議席8番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部つや子

番号1番について、令和2年7月16日に、新野勝廣委員と私、そして事務局で現地調査をしまし

た。申請の土地は、上小松地区にある農用区域にある田です。本申請は、申請人が稲作の作業効率を高めるための籾乾燥調製施設を建設するための申請です。農用地利用計画も農業用施設用地として変更され、土地改良区からの同意を得ています。現地も70cmの盛り土を行い、植生による法面の保護の実施により、周辺農地への影響がないため申請書の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第8、議第29号農用地利用集積計画書に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

9ページをご覧ください。議第29号農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和2年7月27日提出川西町農業委員会会長名。10ページをご覧ください。利用権設定各筆明細、番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃の順に読み上げます。8213番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字下小松字塔ノ越737、田835㎡計16筆21,851.91㎡、●●、10a借賃は無償です。本案件については、●●から特例事業により山形農業支援センターが買入したものに購入予定者の●●1年間の使用貸借権を結ばれたものです。なお、終期については、令和3年1月31日となっていますが、犬川地区土地改良事業の換地前に買い戻しを実施するため短期間の設定となっています。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、ご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第9、議第30号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 高橋光好

11ページをご覧ください。議第30号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので意見を求めるものです。令和2年7月27日提出川西町農業委員会会長名です。

議長 大沼藤一

続きまして、川西町農業委員会会議規則第15条の規定により、担当課に資料の説明をお願いします。

産業振興課主査 高橋陽一

資料No.2をご覧ください。編入案件ですが今回17件あります。すべてが犬川地区宮地区基盤整備事業実施に伴う区域の編入案件です。区分については、すべて白地から農用地区域への変更となりますので、こちらの説明については割愛させていただきます。ほかの項目について読み上げて説明させていただきます。

(朗読による説明)

以上17件編入案件です。

つづきまして除外案件の説明をさせていただきます。後ろから三枚目をご覧ください。除外案件2件です。番号1住所大字高山字中里1034-2、地目畑、区分農業地区域から白地への変更です。地積991㎡、申請人川西町大字高山1970●●、事由については、住宅の老朽化に伴い新築を行うもので、集落に近く雪の影響の少ない申請地を選定し申請するものです。番号2大字大舟字山口3039、地目田、農業地区域から白地への変更です。地積634㎡、申請人川西町大字大舟1837-1株式会社吉村大工代表取締役吉村広喜、事由は建設業の事業拡張に伴う資材置場が必要となったことから申請するものです。以上2件です。

なお、総会資料の12ページから変更理由書を付けておりますのでご覧ください。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については、同意の意見を付して川西町長に送付することに決定いたします。

これもちまして、第6回川西町農業委員会総会を閉会いたします。